

第5章 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 関係者等の連携協力の更なる強化

- がん対策を実効あるものとして、総合的に展開していくため、県と関係者等が、適切な役割分担の下、相互の連携を図りつつ、一体となって努力することが重要であり、県は、関係者等の意見の把握に努め、がん対策に反映させていただきます。
- 県は、がん教育、がんに関する知識の普及啓発等により、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備への理解を促すとともに、相談支援や情報提供を行うことにより、県民とともに、地域における「がんとの共生社会」の実現を目指していきます。
- 県は、患者団体やNPO法人、協定企業などが行うがん患者の支援に関する活動や普及啓発等の活動について連携し、協力するとともに、情報提供やその他の必要な施策を講じるよう努めます。
- 県は、他の疾患等に係る対策と関連する取組については、それらの対策と連携して取り組んでいくこととします。

2. 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策

- 令和4年整備指針改定において、都道府県がん診療連携協議会の体制を強化し、拠点病院等の役割分担や連携体制の構築、感染症発生・まん延時や災害時等への対応等を新たな要件として盛り込まれました。
- 県は、拠点病院、推進病院等と協力し、感染症発生・まん延時や災害時等の状況下においても、必要ながん医療を提供できるよう、診療機能の役割分担や各施設が協力した人材育成や応援体制の構築等、地域の実情に応じた連携体制を整備する取組を平時から推進します。

3. 目標の達成状況の把握と施策への反映

- 県は、計画期間全体にわたり、県計画の進捗状況を把握し、管理するため、3年を目途に、中間評価を行います。その際、個々の取り組むべき施策が個別目標の達成に向けて、どれだけの効果をもたらしているか、施策全体として効果を発揮しているかという観点から、科学的・総合的な評価を行い、その評価結果を踏まえ、課題を抽出し、必要に応じて施策に反映します。
- 長崎県保健医療対策協議会がん対策部会は、がん対策の進捗状況を踏まえ、施策を推進する上で必要な提言を行います。
- 県計画の計画期間が終了する前であっても、がんに関する状況の変化、がん対策の推進状況と評価を踏まえ、必要があるときには、これを変更します。

4. がん患者を含めた県民等の努力

- がん患者を含めた県民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、がん検診を受けるなどがんの予防に努める必要があります。
- がん医療は、がん患者やその家族等と、医療従事者の人間関係を基盤として成り立っていることから、医療従事者のみならず、がん患者やその家族等も、医療従事者と信頼関係を築くことができるよう努めることが求められます。
- がん患者が適切な医療を受けるためには、セカンドオピニオンに関する情報の提示、がんに関する十分な説明、相談支援等が重要であるが、がん患者やその家族等も、医療従事者からの説明を受けながら、病態や治療内容等について、理解することが重要です。
- 県民本位のがん対策を推進するため、県民は、関係者等と協力して、主体的にがん対策の議論に参画するなど、がん医療や、がん患者やその家族等に対する支援を充実させることの重要性を認識し、正しい知識・理解を得て、行動することが望まれます。